

議第60号

令和元年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 854,532千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 20,402	△ 千円 11,953	千円 8,449
	1 繰越金	20,402	△ 11,953	8,449
2 諸収入		974,498	△ 842,579	131,919
	2 貸付金元利収入	974,480	△ 842,579	131,901
歳入合計		994,900	△ 854,532	140,368

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 17,420	△ 千円 11,953	千円 5,467
	1 中小企業支援資金貸付事業費	17,420	△ 11,953	5,467
2 公債費		974,480	△ 842,579	131,901
	1 公債費	974,480	△ 842,579	131,901
歳出合計		994,900	△ 854,532	140,368